
*
* 令和 7 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年5月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和7年5月12日 午後 1時27分 開会
3. 令和7年5月12日 午後 3時10分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	欠	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	出	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 許 可
		第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件 許 可
		第8号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について 4件 決 定
		報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8		署 名 委 員
		13番 惣 田 敏 郎
		14番 田 平 太 郎
9		議 事 の 内 容
		令和7年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録
		令和7年5月12日（月） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 7 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。13 番惣田委員と 14 番田平委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。5 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 5 号 5 番朗読説明 － 5 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、1 筆 1,910 m²です。畑については、1 筆 392 m²、合計 2 筆で 2,302 m²です。譲受人の通作距離は、230 m 以内、耕作面積は 950 m²、家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が耕作ができないため、地元の譲受人に無償で引き渡すことで合意したものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4 月 30 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	この案件は贈与によるもので、現地は綺麗に管理されている状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。5 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、5 番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に、関連がありますので、6 番及び 7 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 5 号 6 番及び 7 番朗読説明 － 6 番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 713 m²です。譲受人の通作距離は、40 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書を提出していただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 2 万 8 千円です。 7 番は、譲受人は同一人が、譲渡人から同様の理由により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 764 m²です。この案件につきましては、空き家バンク利用によるものであり、通作距離については、備考欄に記載している住所から計算しております。また、7 番について対価が無償となっておりますのは、譲渡人が耕作できないため、この機会に農地を手放したいとの意向が強く、無償での所有権移転となったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4 月 30 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
西村委員	当該農地は学校の北側に位置しています。空き家の周囲の農地と一括して取得されるものです。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。6番及び7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、6番及び7番については許可とすることに決定しました。
	次に、8番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第5号8番朗読説明 －
	8番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、2筆1, 196㎡です。畑については、10筆8, 786㎡、合計12筆で9, 982㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は13, 470㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の夫が存命の時から畑については、譲受人が耕作しており、譲渡人が耕作できない中で、田も含めて一括で無償で譲受人に所有権移転することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
瀬戸川委員	現地は草刈を綺麗にされていて、問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。
	次に、9番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第5号9番朗読説明 －
	9番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、4筆1, 999㎡です。畑については、3筆479㎡、合計7筆で2, 478㎡です。譲受人の通作距離は、480m以内、耕作面積は7, 420㎡、家族8人中耕作人は1人、対価は10アール当り1千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

小物委員	一部を除いて譲受人が既に耕作、管理されている状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。
	次に、10番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第5号10番朗読説明 － 10番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、3筆3,565㎡です。については、畑3筆627㎡、合計6筆で4,192㎡です。譲受人の通作距離は、440m以内、耕作面積は1,888㎡、家族3人中耕作人は1人、対価は10アール当り8千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した私の方から報告いたします。申請農地のうち、田は休耕中で畑の1部にはピオーネが作付けされていて、家庭菜園ができるような状態でした。現地の状況は、以上です。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。10番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、10番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第6号1番朗読説明 － 1番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は、畑2筆694㎡の内、24.47㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地18㎡、進入路6.47㎡です。資金については、自己資金114万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、14ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	申請農地は自宅のすぐ西側で特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、関連がありますので２番及び３番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第６号２番及び３番朗読説明 － ２番は、転用者が申請農地を進入路に転用する案件です。申請農地は、田１筆２４㎡です。この農地の農地区分は３種農地であり、施設の概要としては、進入路２４㎡です。資金については、自己資金５０万円です。 ３番は、転用者は同一人で、申請農地を排水路に転用する案件です。申請農地は、田１筆２．１１㎡です。資金については、自己資金３０万円です。１８ページの図面をご覧ください。この案件につきましては、令和５年７月総会において近隣農地の２筆を墓地及び進入路として転用許可を出しております。ところが、許可後に施行を行う際に墓地への進入がしづらいことから申請農地を進入路として追加で施行し、この後説明いたしますが、右隣りに設置された墓地との間に排水路が必要となり、合わせて施行されております。このことは安易な判断で転用許可を得ないまま行われたものであり、反省を促すために始末書の提出をお願いしています。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１６ページから１８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野貫治委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 違反転用であったため、始末書をいただいております。転用自体は周辺農地に影響もなく、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。２番及び３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２番及び３番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、「議案第７号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。４番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第７号４番朗読説明 － ４番については、転用者が、譲渡人から申請農地を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、田１筆２０３㎡です。この農地の農地区分は、第３種農地であり転用地の１０アール当りの価格は４９２万６千万円です。施設の概要としては、露天駐車場２０３㎡であり、資金については、自己資金３００万円です。再度１８ページをご覧ください。この案件につきましては、転用者が転用地の向かいにある親所有農地の２筆を分筆して、自宅を新築する計画を進めており、その一環として、先行して露天駐車場を設置して、一時的に自宅建設時の作業場兼資材置場として使用し、建設完了後は露天駐車場として使用する計画で転用するものです。転用面積が車の台数に比べて広すぎるように感じられますが、入り口が狭いため入口側を進入スペースとして確保する

議 長 小野貫治委員 議 長	必要があるとの説明を受け、是としております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、5月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、16ページから18ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は休耕地で特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長 議 長	なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので、5番及び6番並びに7番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第7号5番及び6番並びに7番朗読説明 －
中藤局長	5番については、転用者が、譲渡人から申請農地を取得し、墓地に転用するものです。申請農地は、田1筆9.94㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は無償です。施設の概要としては、墓地9.94㎡であり、資金については、自己資金200万円です。 6番については、転用者の同一人の譲渡人から申請農地を取得し、墓地に転用するものです。申請農地は、田1筆10㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は5,000万円です。施設の概要としては、墓地10㎡であり、資金については、自己資金250万円です。 7番については、5番及び6番の転用者が持分2分の1ずつで、同一人の譲渡人から申請農地を取得し、進入路に転用するものです。申請農地は、田1筆10㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は無償です。施設の概要としては、進入路10㎡であり、資金については、自己資金100万円です。再度18ページをご覧ください。この案件につきましては、さきほど説明しました令和5年7月の墓地及び進入路転用の際の現地調査時に、申請地の隣に墓地及び進入路が無許可で設置されており、転用者に対して、土地家屋調査士を通じて転用許可を速やかに取るように指導しました。墓地は15年前頃に設置されており、5番の転用者は譲渡人の叔父であり、墓地及び進入路用地については無償で提供されています。6番の転用者については長年付き合いのある隣人であり、譲渡人の親の代に墓地として農地の提供を約束していたものと聞いております。先の指導に従って、転用者が環境課との協議を進めていたところ、協議が整い、ここで申請されたものです。なお、無断転用について、反省を促すために始末書を提出していただいております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、5月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、16ページから18ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 小野貫治委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 違反転用であるため、始末書をつけていただき、反省を促しています。転用自体については先ほどと同様に周囲に影響を及ぼす恐れはないため問題ないと思います。
議 長 中曽委員 中藤局長 中曽委員 佐々木委員 中藤局長 議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 墓地を造成した業者の方には法的な部分を知っておいてほしいと思います。 環境課の許可なしにしていたこともあり、土地家屋調査士を介して話はしたいと思います。 関係法令については、業者にも確認しておいてほしいと思います。 墓地造成に係る近隣の方の同意については問題ないですか。 土地家屋調査士が確認しております。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。5番及び6番並びに7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、5番及び6番並びに7番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第8号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から4番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、5ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和7年6月9日、利用権の設定を受ける者は4名、利用権の設定をする者は4名、利用権の設定をする件数は4件、利用権設定面積は7, 5 3 5 m ² となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、1番から4番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番から4番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番から4番について採決を採ります。1番から4番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1番から4番については決定しました。 次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第2回総会を閉会します。

令和7年5月12日

会 長 土 岐 康 夫

1 3 番 惣 田 敏 郎

1 4 番 田 平 太 郎